

課程修了者の日本語能力習得状況等

2023 年度課程修了者

基準該当者割合 ②÷(①+③)	90.0%
課程修了者数(※1、※2) ①	80
基準該当者合計数(実人数) ②	90
上記「基準該当者合計数(実人数)」のうち退学者数(44号但し書き) ③	20

※1 退学者は含めない。

※2 各年度の課程修了の認定を受けた者が、その修了日までに入管法別表第一の一の表若しくは第一の二の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への在留資格変更許可申請をした場合において、当該申請に対する処分が、この号に基づく地方出入国在留管理局への報告までになされないときは、当該者を分母となる課程修了認定者の数に該当する者として加える必要はない。

基準該当者の各内訳

大学等への進学者の数	84
入管法別表第一の一の表若しくは二の表の上欄の在留資格(外交、公用及び技能実習を除く。)への変更を許可された者の数	6

以上